

公布された条例のあらまし

◇ 静岡県建築基準条例の一部を改正する条例(平成 27 年静岡県条例第 21 号)

(静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課)

1 改正の理由

建築基準法等の改正により建築物の耐火性能に関する新たな技術的基準が定められたこと等に伴い、内装の制限に関する基準を見直すほか、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 専修学校等の用途に供する建築物に係る内装の制限に関する基準を見直しました。(第 28 条関係)

【説明】

■ 条例第 28 条(内装の制限)の改正

建築基準法(以下「法」という。)第 27 条の改正により耐火建築物等の区分が変更となったことに伴い、同法施行令(以下「政令」又は「令」という。)第 128 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する内装の制限を受けない特殊建築物に係る耐火建築物等の区分についても改正されることから、法第 40 条の規定により静岡県建築基準条例(以下「条例」という。)で制限を附加している専修学校等に係る条例第 28 条についても、同様に改正する。

- (2) 既存の建築物に対する制限を緩和する場合に既存の建築物を移転する場合を追加しました。(第 50 条関係)

【説明】

■ 条例第 50 条(既存の建築物に対する制限の緩和)の改正

法第 3 条第 3 項第三号の改正に伴い、法令等による各種制限の遡及適用を受ける場合に既存の建築物を移転する場合が加わり、同時に法第 86 条の 7 第 4 項にて当該制限の緩和規定が追加されることから、同様の緩和規定である条例第 50 条においても、当該移転の場合を追加する。

(→改正後の令第 137 条の 16 では従来の移転の定義に該当する全ての場合を遡及適用の対象外としているため、当該条文中「知事が定める範囲内」に係る告示は、必要に応じて改正する)

- (3) その他必要な改正を行いました。

【説明】

■ 条例第 43 条(客席と舞台の防火区画)の改正

法第 27 条第 1 項の改正に伴い、条例第 43 条の主要構造部の耐火性能に係る技術的基準を定めた政令の規定(改正前の令第 115 条の 2 の 2)が削除され、当該規定の内容が改正後の法第 21 条第 1 項ただし書に基づく政令の規定(改正後の令第 129 条の 2 の 3)に移行することから、条例第 43 条の「法第 27 条第 1 項ただし書」を「法第 21 条第 1 項ただし書」に読み替える。

3 施行期日

この条例は、平成 27 年 6 月 1 日から施行することとしました。